

電子メディアと うまくつきあおう

鳥取県の高校生のみなさんへ

インターネットを利用したSNSやメールには、便利なことや楽しいことがあります。しかし、使い方を間違えて友だちとトラブルになったり、恐ろしい事件に巻き込まれたりすることがあります。また、進学や就職、結婚などの将来に影響し、後悔する人もいます。ですから、インターネットの特徴を十分理解して、適切に使いましょう。



あなたを守るために知っておこう～インターネットの4つの特性

1 一度載せた文章や写真は
世界中に公開されます

2 一度載せてしまったら
全てを取り消すことはできません

3 名前を隠して発信しても
誰が発信したか必ず分かります

4 インターネット上での軽はずみな書き込み・投稿が
進学や就職、結婚などの将来に影響し、
後悔する人もいます

安全に使うために必ず守ろう！

- ✓ 顔写真や学校名、連絡先などの個人情報は自分のものも友だちのものも載せない。
- ✓ インターネットでは嘘をついて近づいてくる人もいるので、インターネット上で知り合った人には相談や打ち明け話をしない。会わない。
- ✓ メールなどインターネット上でのやりとりは気持ちが伝わりにくいので、相手のことを思いやる。
- ✓ 困ったことがあったら、すぐに周りの大人に相談する。

鳥取県ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会

事務局：鳥取県教育委員会 社会教育課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地
TEL 0857-26-7943 FAX 0857-26-8175 E-mail shakaikyoiuku@pref.tottori.lg.jp

スマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤーなどを使う場合には

- 👉 家の人と話し合ってルールを作ろう
- 👉 自分も他の人も傷つけない使い方をしよう
- 👉 夜9時以降は友だちを巻き込むような通信をやめよう



家族や友だちとスマートフォンの使い方のルールを話し合ってみましょう

家族と話し合いたいポイント

- ☑ 本当に必要なのか、利用目的はなにか
- ☑ フィルタリングは外さない
- ☑ 使用する場所と時間を決める
- ☑ ルールを守れなかった時のルールを決める など

友だちと話し合いたいポイント

- ☑ メールなどの通信は〇時まで
- ☑ ながらスマホはやめる
- ☑ 悪口を書き込まない
- ☑ 写真の投稿はしない など

フィルタリングしていますか？

👉 犯罪の被害に遭った青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況



警察庁広報資料「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」より

Androidの
フィルタリングに
ついてはこちら

- docomo <https://www.nttdocomo.co.jp/service/filtering/index.html>
- KDDI http://csmovie.kddi.com/app-service.html?cat_id=MTg=&pid=6
- SoftBank http://www.softbank.jp/corp/csr/internet/instance_01/

ゲーム機にはペアレンタルコントロール^(※)の機能があり、使用制限を設定することができます。
(※ペアレンタルコントロールとは、青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のこと。)

鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会の動画コンテンツで設定方法を見ることができます。

iOS、
ニンテンドー3DS、
Playstation Vitaに
ついてはこちら

<http://www.tottorikenmin-ch.com/contents/index.html>

- ゲームソフトの使用制限(年齢制限・レーティング)
- インターネットの閲覧権限
- コミュニケーション制限(見知らぬ人との出会いを防ぐ)
- クレジットカードの利用制限

下記QRコードから
使用制限の設定方法を
ご覧いただけます



困ったときの相談窓口 もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。

インターネットを
利用した犯罪に
あつたら

- 〔鳥取県警察本部〕
〔警察相談専用電話〕 **#9110** (通常の通話料がかかります。IP電話不可)
0857-27-9110
- 〔サイバー犯罪対策室〕 **0857-23-0110** (代表)
- 〔電子メール〕 **k_haiteku@pref.tottori.lg.jp**

架空請求に悩ん
だり、請求の内容
に疑問を感じたら

- 〔消費者ホットライン〕 **188** (局番なし)
- 〔鳥取県消費生活センター〕
- 〔東部消費生活相談室〕 **0857-26-7605** (県庁第2庁舎2階)
- 〔中部消費生活相談室〕 **0858-22-3000** (倉吉交流プラザ2階)
- 〔西部消費生活相談室〕 **0859-34-2648** (米子コンベンションセンター4階)

ネットいじめに
悩んだら

- 〔相談電話・メール〕
- 〔子どもの相談ダイヤル〕 **0120-0-78310** (無料・毎日24時間)
- 〔いじめ相談メール〕 **ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp**
- 〔いじめ110番〕 **0857-28-8718** (毎日24時間)
- 〔子どもの人権110番〕 **0120-007-110** (平日のみ8:30～17:15) (無料・IP電話不可)